

# 緊急署名のお願い・緊急告知

## 日韓関係の改善・修復を求める声明・院内集会 ～韓国大法院による元徴用工に関する判決を契機として～

■日時：2019年11月14日（木）15時～16時

■場所：参議院議員会館 101会議室（1階）※11/8に場所変更しました

ASEAN 首脳会議で文大統領から安倍首相への接触があり、韓国国会議長からも新たな基金設立の提案があるなど、韓国側から対話への姿勢が見られる中、私たち日本の法律家は、添付声明のとおり、日韓関係の修復・改善を願い、両国政府に対し、速やかに話し合いを行うことを強く呼びかけます。

### 呼びかけの趣旨

- （1）日韓関係の修復のために、日韓両国政府が、まず話し合いのテーブルにつき、元徴用工に対する必要十分な補償がなされる方向で話し合うこと
- （2）そのために、日韓両国政府が、それぞれ応分の負担を行うこと
- （3）元徴用工を雇用していた企業に対しても応分の負担を求めること

### 1. 日本の法律家の皆さまからの本声明への署名を広く募ります！！

本声明にご賛同頂ける法律家（弁護士・法学者等）の方（個人）は、お名前と住所、連絡先を末尾のFAXで返信するか、又は以下のアドレスにメール下さい。

署名受付期限：11月13日（水曜）23時

署名受付メールアドレス：chouyoukouseimei@gmail.com

### 2. 11月14日（木曜）に院内集会（メディア取材含む）を行います！！

ショートノーティスとなり恐縮ですが、冒頭記載の日時でメディア取材も含めた院内集会を行います。ぜひご参集下さい。

### 【ご連絡・お問い合わせ】

東京共同法律事務所（海渡・中川・小川） 電話03-3341-3133

返信用FAX：03-3355-0445（共同法律事務所 海渡・中川・小川宛）

私は、2019年11月14日付「2018年10月30日の韓国大法院による元徴用工に関する判決を契機とした日韓関係の改善・修復を求める」声明に賛同します。

氏名：

住所：

連絡先：

2019年11月14日

## 声明

2018年10月30日の韓国大法院による元徴用工に関する判決を契機とした  
日韓関係の改善・修復を求める

私たち日本の法律家は、日韓関係の修復・改善を願い、両国政府に対し、速やかに話し合いを行うことを強く呼び掛けます。

### 呼びかけの趣旨

- (1) 日韓関係の修復のために、日韓両国政府が、まず話し合いのテーブルにつき、元徴用工に対する必要十分な補償がなされる方向で話し合うこと
- (2) そのために、日韓両国政府が、それぞれ応分の負担を行うこと
- (3) 元徴用工を雇用していた企業に対しても応分の負担を求めること

### 声明の理由

2018年10月30日に、韓国の大法院は新日本製鐵（現在の日本製鉄株式会社）に使用されていた韓国人の元徴用工4名に対し、それぞれ1億ウォン（約1000万円）の支払を命じる判決をしました（以下「この判決」といいます）。

1965年6月22日に締結された日韓請求権協定（「請求権協定」）は、第1条において、日本が韓国に対して10年間に3億ドルを無償提供し、2億ドルの借款を行うことを決めました。

同協定第2条は「両国とその国民の間の請求権に関する問題は・・・完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する」と定めています。

このことから、日本政府は、徴用工の問題は請求権協定の締結をもって解決したものであり、この判決は請求権協定第2条に反するものであるとして、話し合いすら拒んでいます。

そしてこの判決をめぐる日韓関係は悪化の一途を辿っています。この判決との関係は明らかにされていませんが、本年7月4日には、日本政府は「日韓間の信頼関係が著しく損なわれた」として、半導体製造などに用いられる化学製品3品の輸出規制を発表するに至り、これに対して韓国政府は安全保障情報の共有に関するGSOMIA協定を破棄するに至っています。

隣国同士であり、歴史的・文化的に切っても切れない関係にある日韓の関係がこのように著しく悪化していること、そして日本の戦後補償を巡るこの判決がその契機となっていることについて、私たち日本の法律家は深く憂慮しています。

この判決には多数意見・少数意見・反対意見があります。

このうち元徴用工の請求を認めなかった反対意見も、元徴用工は裁判上請求を行

うことはできないが、請求権そのものは失われておらず、韓国政府が補償金を支払うべきであるとしています。

日本政府は、請求権協定によって、日韓両国が外交的保護権を放棄したものではないが、国民の個人的請求権が消滅したものではないという立場をとってきました。このように、元徴用工が未だ請求権を失っていないという点においては、この判決は、日本政府の認識とも共通している部分があるといえることができます。

中国人労働者が西松建設に対して損害賠償を請求した事件において、2007年4月27日最高裁判決は、労働者らの請求権は日中共同声明5項によって裁判上請求することができなくなったとしてその請求を退けつつ、元徴用工らの被った精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった一方、西松建設はそれにより相応な利益を受けたこと等に照らし、西松建設を含む関係者において、被害救済に向けて努力をすることが期待されるとして、和解解決を強く示唆しました。

これを受け、西松建設は元徴用工らと話し合い、和解し、謝罪し、和解金を支払いました。その前後でも、他の企業で元徴用工と和解をしている例は複数あります。裁判上は請求ができなくとも、個人の請求権が消滅していないことを考慮すれば、日本の企業が和解による解決に応じた例として参考とすべきです。

2010年12月11日日弁連と大韓弁護士協会は、「日本弁護士連合会と大韓弁護士協会の共同宣言」を公表しています。

<https://www.nichibenren.or.jp/.../opin.../report/data/101211.pdf>

この宣言は、両国の弁護士会の代表が、長期間にわたって議論をすりあわせ、遂に合意に至ったものです。ここでは歴史的事実の共有や慰安婦問題についての解決のための立法なども提言されていますが、徴用工の問題については、次のように提案していました。

「韓国においては、強制動員による被害の救済のために、強制動員被害の真相糾明及び支援のための法律が制定されたが、日本政府においても真相究明と謝罪と賠償を目的とした措置をとるべきである。さらにわれわれは、2007年4月27日に日本の最高裁判所が、強制動員に関わった企業及びその関係者に対し、強制動員の被害者らに対する自発的な補償のための努力を促したことに留意しつつ、既に自発的な努力を行っている企業を評価するとともに、他の企業に対しても同様の努力を行うよう訴える。」

ドイツにおいても、同様の強制労働被害に関し、ドイツ政府とドイツ企業が共同で「記憶・責任・未来」基金を設立し、被害者の被害回復を図った例があります。

他方、韓国政府は元徴用工に対して法令に基づき一部補償金を支給していますが、その補償額は不十分であると言われてきました。前記反対意見は、請求権協定により個人が請求権を行使できなくなることによって被害を受けた国民に対し、大韓民国が正当な補償をすべきであるとも述べています。

これらの諸点を鑑みて、日韓関係の修復のために、私たちは、日韓両国政府が、まず話し合いのテーブルにつき、それぞれ応分の負担を行い、元徴用工を雇用して

いた企業に対しても応分の負担を求め、元徴用工に対する必要十分な補償がなされる方向で話し合うことを強く望みます。

私たちは、日韓関係の修復・改善を願い、両国政府に対し、今こそ話し合いを行うことを強く呼び掛けるものです。

以上

**【呼びかけ人（順不同）】**

弁護士 宮里邦雄、弁護士 川上詩朗、弁護士 宇都宮健児、弁護士 山口広  
弁護士 海渡雄一、弁護士 武村二三夫、弁護士 堀井準、弁護士 大江京子  
弁護士 冠木克彦、弁護士 福田護、弁護士 岩淵正明、弁護士 蛭田孝雪  
弁護士 五百蔵洋一、弁護士 池田直樹、弁護士 細川潔、弁護士 谷次郎  
弁護士 中川亮、弁護士 小川隆太郎、弁護士 梓澤和幸、弁護士 泉澤章  
獨協大学名誉教授 右崎正博、早稲田大学法学部教授 浦田賢治、立正大学法学部教授・税  
理士 浦野広明、島根大学名誉教授 岡崎勝彦、弁護士 海部幸造、弁護士 北澤貞男  
弁護士 北村栄、弁護士 小牧英夫、弁護士 澤藤統一郎、弁護士 庄司慈明  
弁護士 高崎暢、東北学院大学名誉教授 田中輝和、弁護士 年森俊宏  
弁護士 中村洋二郎、東海大学教授 永山茂樹、弁護士 成見幸子  
青山学院大学名誉教授・弁護士 新倉修、東亜大学通信制大学院特任教授・新潟大学・埼  
玉大学名誉教授 根森健、ジャーナリズム研究者・元関東学院大学 丸山重威  
弁護士 水谷敏彦、弁護士 南典男、弁護士 宮坂浩、弁護士 毛利正道  
名古屋大学名誉教授 森英樹、弁護士 米倉勉、弁護士 米倉洋子、弁護士 宮腰直子